ヴィータケア

指定訪問介護事業

指定介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業

運営規程

（事業の目的）

第１条　合同会社フリーフリーダムの開設するヴィータケア（以下、「事業所」という）が行う指定訪問介護（指定介護予防訪問介護）の事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問介護（指定介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業）（以下、「指定訪問介護等」という）を提供することを目的とする。

（指定訪問介護の運営の方針）

第２条　事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

２　事業実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緻密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行なう。

（指定介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業の運営の方針）

第３条　利用者の心身の機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

２　指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

３　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第４条　事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴ 名称　　ヴィータケア

⑵ 所在地　東京都品川区戸越６－６－１２　ケントコート 101

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

⑴ 管理者　１名

管理者は、事業所の従業員の管理、及び業務の管理を一元的に行う。

⑵ サービス提供責任者１名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用に関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護等の提供に当たるものとする。

(3) 訪問介護員等

介護福祉士　3名(常勤職員　3名、非常勤職員　1名)

2級課程修了者　0名(常勤職員　0名　非常勤職員　0名)

実務者研修修了者　0名(常勤職員　0名　非常勤職員　0名)

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第６条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日　月曜日から土曜日（ただし１２月２９日～１月３日を除く）。

(2) 営業時間　午前９時から午後６時までとする。

(指定訪問介護等の内容及び利用料金等)

第７条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。

(※ 厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する)

(1) 身体介護

(2) 生活援助

２　指定介護予防訪問介護の内容は、次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。

①　介護予防訪問介護費（Ⅰ）…１週に１回程度

②　介護予防訪問介護費（Ⅱ）…１週に２回程度

３　加算(本来の利用料に上乗せになる金額)

1)　初回加算　　2，280円／月

新規(過去2ケ月の間、当該事業所から訪問介護の提供を受けていない場合も含む)に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自 ら 訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

2)　緊急時訪問介護加算　　1，140円／回

利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が、要請を受けてから24時間以内に居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合但し、当該加算の対象となる訪問介護の所要時間が20分未満でも、居宅サービス計画の訪問介護との間隔が2時間未満でも所要時間を合算する必要はないものとする。

3)　介護職員等処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合していることを事業者が東京都に届け出てサービスの提供をする場合は、当該基準の区分に従い所定単位数に26.6%（介護職員等処遇改善加算Ⅱロ）を乗じた単位数を加算します。但し、所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた１ヶ月の総単位数とし、区分支給限度額の算定対象からは除外します。

４　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。

５　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、品川区 の地域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、両者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

⑴ 虐待の防止のための指針を整備する。

⑵ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

⑶ 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

⑷ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社フリーフリーダムと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。また、本運営規程を変更する場合も同様とする。

２　前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１１条　事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

⑴ 採用時研修　採用後２ヶ月以内に行う。

⑵ 継続研修　　年３回以上行う。

２　事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社フリーフリーダムと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。また、本運営規程を変更する場合も同様とする。

附　則

この規程は、令和　8 年 6 月 1 日に改定する

この規程は、令和　7 年 4 月 1 日に改定する

この規程は、令和　6 年 9 月 1 日に改定する

別紙

料　金　表

１　指定訪問介護

サービス時間		料金
身体介護		
	２０分未満	1，858 円
	２０分以上３０分未満	2，781 円
	３０分以上１時間未満	4，411 円
	１時間以上１時間半未満	6，463 円
生活援助		
	２０分以上４５分未満	2，040 円
	４５分以上	2，508 円

＊　夜間（１８：００～２２：００）又は早朝（６：００～８：００）の場合　　25%増し

＊　深夜（２２：００～６：００）の場合　　50%増し

＊　訪問介護員２名派遣の場合　　200/100

＊　法定代理受領の場合は上記金額の負担割合に応じて頂きます。（ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

２　指定介護予防訪問介護（ひと月あたりの費用）

予防訪問事業Ⅰ	週１回程度の利用が必要な場合	要支援１ 要支援２	13，406 円
予防訪問事業Ⅱ	週２回程度の利用が必要な場合	要支援１ 要支援２	26，778 円
生活機能向上支援事業Ⅰ	週１回程度の利用が必要な場合	要支援１ 要支援２	11，742 円
生活機能向上支援事業Ⅱ	週２回程度の利用が必要な場合	要支援１ 要支援２	23，484 円

※1　法定代理受領の場合は上記金額の負担割合に応じて頂きます。（ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

※2　原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更とした場合は、日割り計算による。

※3　月途中で要支援度が変更となった場合にも日割り計算を行う。

※4　各料金に別途加算（介護職員等処遇改善加算：所定単位数の 1000 分の 266、初回加算：初回のみ 200 単位）が発生します。